

介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人誠仁会 介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿
- ・開設年月日 平成2年10月8日
- ・所在地 〒513-0844 鈴鹿市平田1丁目3番5号
- ・電話番号 059-370-0653(代)
- ・ファックス番号 059-370-0887
- ・管理者 田中 寛
- ・施設長 田中 寛
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2450380015号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿の運営方針]

1. 当施設は、介護保健施設サービスを提供することにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする事とともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものである。
2. 当施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。
3. 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保健施設・その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
4. 当施設は、短期入所療養介護サービスを提供することにより、利用者が要支援状態又は要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものとする。
5. 当施設は、通所リハビリテーションサービスを提供することにより、利用者が要支援状態又は要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 施設の職員体制

○【介護老人保健施設・短期入所療養介護】

職 種	員 数	備 考
(1) 管理者	1 人	医師兼務
(2) 医師	2 人以上	通所リハ・訪問リハ兼務
(3) 薬剤師	1 人以上	
(4) 看護師	1 3 人以上	内 1 名 介護支援専門員兼務
(5) 介護職員	3 5 人以上	内 1 名 介護支援専門員兼務
(6) 支援相談員	3 人以上	内 1 名 介護支援専門員兼務
(7) 理学療法士	3 人以上	
作業療法士	2 人以上	
言語聴覚士	1 人以上	
(8) 管理栄養士	1 人以上	
(9) 介護支援専門員	2 人以上	(他職種兼務)
(10) 事務職員	2 人以上	
(11) 安全対策担当者 (リスクマネージャー)	1 人以上	

※上記職員のうちの夜間職員数： 看護職員 1 名 ・介護職員 4 名（各フロアー 1 名）

○【通所リハビリテーション】（通称：「メディカルリハビリテーションセンター」）

職 種	員 数	備 考
(1) 管理者	1 人	老健管理者と兼務
(2) 医師	2 人以上	老健医師と兼務
(3) 看護師	1 人以上	
(4) 介護職員	1 0 人以上	
(5) 支援相談員	1 人以上	介護職兼務
(6) 理学療法士等	5 名以上	他 作業療法士・言語聴覚士
(7) 管理栄養士	1 名以上	老健管理栄養士と兼務
(8) 事務職員	1 人以上	
(9) 送迎職員（※）	9 人以上	※運転手業務委託

(4) 入所・通所定員等

- ・入所定員 1 5 0 名（※うち短期入所定員 2 5 名）
- ・療養室 特別室（2 人室）… 1 8 室、2 人室… 9 室、4 人室… 2 4 室
- ・通所定員 8 0 名（※ 4 単位 8 0 名、但し土曜日のみ 3 単位 6 0 名）

2. サービス内容

①施設サービス計画の立案

②短期入所療養介護計画の立案

③通所リハビリテーション計画の立案

④食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝 食 午前 7 時 3 0 分から

昼 食 午前 1 1 時 3 0 分から

夕 食 午後 5 時 3 0 分から

※入所様様の体調や食事のスピードなどを考慮し、安全に食事をしていただくために、夕食を午後 5 時に提供する場合もあります。

⑤入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者には、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑥医学的管理・看護

⑦介護（退所時の支援も行います。）

⑧機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑨相談援助サービス

⑩栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑪利用者が選定する特別な食事の提供

⑫理美容サービス

⑬基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑭行政手続代行

⑮その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関と併設されております。又、下記の歯科医療機関に協力いただいています。

・併設医療機関

名 称 医療法人 誠仁会 塩川病院

住 所 鈴鹿市平田 1 丁目 3 番 7 号

・協力歯科医院

名 称 岡田歯科

住 所 鈴鹿市加佐登三丁目 1 1 番 6 号

尚、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用にあたっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠か

せませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会は決められた時間内でお願いします。
- ・外出、外泊の場合は所定の用紙にて届け出てください。
- ・許可なく飲酒しないでください。
- ・施設内全館禁煙です。
- ・施設の設備、備品の取り扱いは丁寧にし、万一破損した場合は速やかに職員に申し出てください。
- ・身の回り、所持品は常に整理整頓し、許可された以外の物品は療養室に持ち込まないでください。
- ・金銭、貴重品は持ち込まないでください。
- ・外泊、外出時等の施設外での医療機関での受診・投薬に関しては必ず届け出をしてください。

5. 虐待の防止対策

・当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生または再発を防止するため、虐待防止を検討する委員会を定期的（2 ヶ月に 1 回）に開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底をおこないます。また、防止のための指針の整備、定期的な研修、適切に虐待防止を実施するための担当者を設置しています。

6. 業務継続計画の策定及び訓練

・当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い、研修及び訓練を定期的実施しています。また、災害時備蓄を整備し、災害時等での業務運営に対応できる体制を整えています。

7. 職場におけるハラスメントの防止

・当施設は、適切なサービス提供と従業員の就業環境の保護を図るため、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止に関する方針を明確化し、必要な体制を整備しています。研修及びマニュアルの整備、相談窓口を設置しています。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器・非常警報設備・自動火災報知設備・非難器具
 屋内消火栓設備・スプリンクラー
- ・防災訓練 年 2 回

9. 禁止事項

当施設では、多くの人に安心して療養生活を送っていただくために、次の事項に関しては禁止しております。

- ・宗教の勧誘
- ・特定の政治活動
- ・ペットの持ち込み

10. 要望及び苦情の相談

当施設には支援相談の専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談員担当者にお寄せいただければ、できる限り速やかに対応いたしますが、施設窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

また、当施設窓口以外にサービス内容の要望や苦情について、各市町保険者や三重県国民健康保険連合会でも相談することができます。

※施設相談窓口

担当者：事業課長・支援相談員

利用時間：8時45分～17時30分

電 話：059-370-0653

※市町村窓口(鈴鹿市・亀山市)

名 称：鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

住 所：鈴鹿市神戸1丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

電 話：059-369-3200

※市町村窓口(四日市市)

名 称：四日市市役所介護保険課

住 所：四日市市諏訪町1番5号

電 話：059-354-8104

※三重県国保連合会窓口

名 称：三重県国民健康保険連合会介護保険課介護保険係

住 所：津市桜橋2丁目96番地

電 話：059-222-4165

〈別紙1〉

(介護予防) 短期入所療養介護施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されていますが、その際、利用者・保証人の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

《介護給付》

・要介護1	959単位
・要介護2	1,036単位
・要介護3	1,101単位
・要介護4	1,159単位
・要介護5	1,218単位

《予防給付》

・要支援1	729単位
・要支援2	891単位

(在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 51単位、サービス提供強化加算(Ⅲ) 6単位を含みます。)

*入所時・退所時に送迎を行った場合 送迎加算(片道) 184単位/回

*個別リハビリテーションを行った場合

個別リハビリテーション実施加算 240単位/日

*医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合 療養食加算 8単位/食

*居宅サービス計画にない受け入れを緊急に行った場合

緊急短期受入加算(7日を限度) 90単位/日

*治療管理を目的とし、居宅サービス計画にない受け入れをした場合

総合医学管理加算(7日を限度) 275単位/日

※ ご利用者様の介護度別1ヶ月の所定単位数に、介護職員等処遇改善加算(Ⅱイ)として8.6%が別途加算されます。

※ 1単位あたり 10.27 円で計算され、ご利用者様のご負担は総合計の 1 割又は 2 割又は 3 割となります。

(2) 保険給付対象外の利用料

- ① 食費 朝 550円 ・ 昼 858円 ・ 夕 880円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。)

- ② 入所者が選定する特別な食事の費用 その都度実費をいただきます。

通常の食事以外で特別メニューを設定し、特別メニューの食事を選定された場合にお支払いいただきます。

- ③ 滞在費（療養室の利用費）（1 日当たり）

・ 多床室 890円

(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

* 上記①「食費」及び③「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料 1》をご覧ください。

- ④ ケアサポート費／1 日 450円

石鹸、シャンプー、タオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。その利用者ご本人により金額が異なります。

- ⑤ フロア活動費／1 日 250円

レクリエーション等で使用する、コピー用紙、折り紙、画用紙等の材料の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

- ⑥ 理美容代 カット・・・2, 200円 カット・顔剃り・・・2, 400円
パーマ・・・6, 200円 毛染め・カット・・・5, 700円
毛染め・・・4, 200円

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

- ⑦ 行事費 その都度実費をいただきます。

外出行事や初詣等の費用や講師を招いて実施する教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

- ⑧ 健康管理費 その都度実費をいただきます。

インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

- ⑨ 私物の洗濯代 1 ネットあたり 330円（概ね 1 回の入浴の際に出される分です

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

- ⑩ その他の費用

電話代・・・各居室から外線をおかけいただいた場合に通話料分お支払いいただきます。

園芸、生花教室等クラブ費・・・必要な場合はその都度実費をいただきます。

(3) 支払い方法

毎月末締めで翌月請求書及び明細書をご指定の送付先へ郵送します。お支払い方法をご指定の銀行等口座から自動引落しいたします。

- ・百五銀行をご指定の場合・・・毎月 12 日 引落し
- ・百五銀行以外をご指定の場合・・・毎月 27 日 引落し